

# 令和5年度 南アルプス市地域包括支援センター運営協議会

令和5年6月13日  
計画策定委員会終了後  
市役所新館地階第1会議室

## 1 開会

堤課長

時間になりましたので、引き続き地域包括支援センター運営協議会を開始します。地域包括支援センター設置条例第5条第12項の規定によりまして、出席者数が過半数に達していますので、本会議は成立していただきますことをご報告いたします。なお、花輪委員につきましては本日欠席のご連絡を頂いております。皆様の任期は2年間で本年度末までとなっておりますが、役職の交代などにより、名簿番号4番の河西委員、番号8番の倉澤委員、9番の上川委員につきましては、新たに委嘱状を交付させていただいております。机の上に委嘱状を配付させていただいておりますのでよろしくお願いたします。

先ほどのいきいきプラン策定委員会において自己紹介を頂いておりますので、委員の構成などにつきましては配布した名簿にてご確認をお願いいたします。ここで、包括支援センターの職員が新たに参加しておりますので、この場をお借りいたしまして職員の紹介をさせて頂きたいと思っております。

## 職員紹介

基幹型包括職員、北部包括支援センター職員紹介

今年度もよろしくお願いたします。

## 2 会長あいさつ 齊藤会長

こんばんは。委員の皆さまは先ほど会議が終わった所で、お疲れ様です。先程非常に良い話を高木先生から頂いておりますので簡単にすませたいと思っております。先ほど市長からもお話があったように、高齢化率は避けては通れない道ですし、南アルプス市で最後まで良い生活を送りたいと思っておりますが、地域包括支援センターでたくさんの仕事をしてもらっています。ただなかなか介護の人員はそろわず大変だと思っております。私の所でも訪問介護支援センターをやっていましたが、職員が集まらず、やむなく閉鎖した経過がありますので、今後地域包括支援センターでしめる割合は非常に大きいと思っておりますのでよろしくお願したいと思っております。

堤課長

ありがとうございました。それでは早速議事に入りたいと思っております。条例に従いまして、齊藤会長に議事進行をお願いしたいと思っております。

### 3 議事 齊藤会長

(1) 地域包括支援センター事業報告及び本年度の取組について、事務局説明をお願いします。

志村補佐

資料につきましては4種類あります。令和4年度実績報告、事業計画、運営方針、委託契約事業所一覧になりますが、本日は、実績報告、事業計画書、委託契約事業所一覧を用いて説明をさせていただきます。

今村委員

次第には事業報告とありますが、実績報告ですか？

志村補佐

実績報告です。申し訳ありません、説明をさせていただきます。

まず、介護福祉課は、介護保険担当・事業所支援担当・高齢者福祉担当・介護予防担当の4担当で構成されています。地域包括支援センターの業務につきまして、主に、介護予防担当が担っておりますが、事業内容によっては、高齢福祉担当と協働したり、連携をはかりながら進めておりますので、その内容も含まれた説明となります。

それでは、令和4年度実績報告の1ページ、介護予防・日常生活支援総合事業についてです。要支援1・2に当たる従前サービスは、訪問型・通所型共に増加傾向にあります。通所型サービスAについても、若干増加しています。ここ数年は、コロナ禍の状況が事業にも影響してきましたが、コロナの状況が少しずつ落ち着く中で、利用の増加が伺えます。

2ページをご覧ください。住民主体の通いの場である「通所B」についてですが、現在市内4か所で実施しています。令和元年に立ちあげられた、楡形地区のさんカフェにつきましては、楡形全域を利用対象者としているため、利用人数が増加しております。住民主体の集いの場の確保には、担い手の人材確保も重要であり、介護予防サポートリーダー養成事業の参加者への働きかけ等を強化していく必要があります。

3ページの介護予防ケアマネジメントについてです。

介護予防ケアマネジメント、介護予防給付ケアマネジメント共に、前年に比べると増加しています。利用者の経過を見ても、維持改善、悪化共に大きな変化は見られていません。要介護移行の要因として、令和2年から、1位、加齢によるADL低下、2位、認知症、3位、骨折・転倒の順位には、変化がみられません。コロナ禍で、活動の自粛を余儀なくされ、制限された生活が、加齢に加え、ADL機能の低下の増加に繋がったのではないかと考えます。

4ページ、一般介護予防事業です。介護予防実態把握事業ですが、85歳を過ぎると概ね身体機能の低下や疾病の重症化が伺える傾向があります。この傾向を受け、令和2年度より、年度年齢84歳の独居高齢者のうち、介護保険サービスや高齢者福祉サービス等の利用が何もない人を実態把握訪問の対象としています。おおむねの方は、生活機能、認知機能が自立している状態ですが、中には、介護申請及び介護サービスが必要な方もいます。この事業で支援が必要

なケースの把握もできるので、実態把握事業は今後も継続していく必要があります。

5 ページの、介護予防の普及啓発事業になります。

① の介護予防講演会につきましては、令和4年度フレイル予防をテーマに、事前申し込みを募り計画をしておりましたが大雪のため中止となってしまいました。②の出前介護予防教室につきましては、地域のサロン等に出向き、認知症予防、フレイル予防等について講話を行ってきました。令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大予防の為、開催の自粛を余儀なくされてきましたが、令和4年度は、コロナの感染予防の環境整備を行いながら事業を進めてきました。結果、開催回数及び参加者ともに増加しました。

6 ページ、地域介護予防活動支援事業です。養成講習を受けたサポートリーダーは年々増加しています。しかし、実際に地域で実践力となる方は少なく、実践力となるサポートリーダーの増加を目指し、養成講習の内容に地域で活躍しているサポートリーダーの講義を入れながら、すぐに地域で活動できるような支援を行っています。

地域リハビリテーション活動支援事業です。住民主体の通いの場である通所B、社協に委託の通所E事業に、リハビリテーション等の専門職を派遣し介護予防の取り組みを総合的に支援する事業になります。令和4年度は、フレイル予防や栄養改善指導の依頼が多くみられました。

続きまして、包括支援事業の説明になります。7 ページをご覧ください。総合相談支援業務につきましては、延べ件数、実件数とも年々増加しています。相談者ですが、家族・親族に次いで、本人、ケアマネさんからの相談が上位を占めています。様々な相談が寄せられますが、介護保険利用方法、医療疾患、認知症等の相談件数が増加しています。今後増加する見込みの、認知症高齢者の相談をキャッチできるよう、ケアマネジャーへの働きかけや、相談窓口の周知等について取り組みの強化が必要であると考えます。

次に、10 ページ、資料集22 ページ、31 ページにあります、権利擁護業務についてですが、高齢者虐待の新規対応件数につきましては、前年度より7件増加の23件となっております。22 ページの養護者による虐待の内訳をみると、上位は、息子からの虐待、夫からの虐待となっております。また、通告内訳については、警察からの通告が7件と、ここ数年の中では、一番多く、次いでケアマネジャーさんからの通告になります。身近な支援者であるケアマネジャーさんに対しては、今後も、虐待防止、権利擁護研修会等を実施し、虐待の早期発見・早期対応の促進に努めてまいります。

11 ページ、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務についてですが、令和4年度は、令和3年度に比べると、ケアマネジャーからの相談件数が少なかったですが、ケアマネジャーの相談は、家族支援を含めた対応困難ケースや虐待など多岐にわたるため、今後も相談内容を分析し、課題への対応策や、効果的な支援等について、ケアマネジャーのニーズに合わせた研修会を実施していきたいと考えております。

続きまして13ページ、包括支援事業の社会保障充実分について説明します。在宅医療介護連携推進事業ですが、令和2年度より、コロナ感染拡大防止の観点より書面開催とさせていただいております。また、研修会等の開催は見合わせておりましたが、令和5年5月より、5類感染症へと移行したため、今後については、対面での会議、「在宅医療・介護」に関する研修会等も開催していく方向で進めて参ります。

14ページ、生活支援体制整備事業については、社会福祉協議会の協力により第2層協議体については、現在16地区に設置、第3層協議体は前年より4地区増え54の設置となり、市内に協議体が広がっております。

認知症総合支援事業ですが、コロナ感染予防の環境整備を行い、対面会議を開催し、医療、保健、福祉、介護、警察、消防等地域の各分野の委員と情報共有、意見交換することができました。

15ページ、認知症初期集中支援推進事業ですが、認知症初期を疑うケースについて、専門医師を交えた検討が行われます。そこで、適切な支援に導くことができます。昨年は新規件数が7件でした。チームでケース検討することで、より効果的な支援に導くことが出来ております。

16ページ、認知症高齢者等見守りSOSネットワークと見守りシール交付事業は、令和4年度は、14件でした。多くの市民の方にこの事業を知っていただくために今後も、周知を図って行きたいと考えます。

17ページ、認知症サポーター養成事業ですが、認知症になっても住み慣れた地域で生活できる環境をつくるために、多くの方に認知症サポーターとなっただけのよう、事業の普及啓発を図っていききたいと考えます。

18ページ、地域ケア会議推進事業ですが、個別事例を中心とした地域ケア個別会議が主に行われました。圏域レベルのケア会議、地域推進ケア会議については、コロナの影響があり、実施できませんでした。

19ページから32ページにつきましては、資料集となっております。今回割愛させていただきます。個々でご確認ください。

続きまして、令和5年度の事業計画について説明をします。南アルプス市地域包括支援センター・北部包括支援センター「事業計画」の資料をご覧ください。

1ページ、基本方針は、今後も高齢者の増加が見込まれるため、高齢者が住み慣れた地域の中で自分らしい生活が最後まで続けることが出来るよう、包括的に支えるために「地域包括ケアシステム」の構築の実現を目指し進めていきます。

重点施策になります。1つ目ですが、地域包括支援センターの機能強化です。様々な問題を抱えたケースの相談が増加傾向にあります。特に、権利擁護や虐待対応等に対して、関係機関等の連携、研修会等の機会を設け、機能強化を図っていききたいと考えます。

2つ目ですが、成年後見制度利用促進計画の進捗管理です。中核機関である権利擁護センターとして、福祉総合相談課、障がい福祉課、社協成年後見センターと連携を図りながら、成年後見制度の利用促進に向けた普及啓発に取り組み

ます。

3つ目は、「地域の支え合い、助け合い」の生活支援体制整備事業の推進になります。生活支援コーディネーター等と地域課題の共有を図りながら、協議体と連動し、支えあいの充実した地域づくりの促進に取り組んでいきます。

職員体制につきましては申し訳ありませんがここで訂正をお願いします。職員が合計20人となっておりますが、センター長が主任介護支援専門員をかねますので、19人に訂正をお願いいたします。職員体制につきましては、各種専門職を配置し、基幹型は会計年度任用職員を含め13人、北部包括は7人体制で対応しております。

事業計画の具体的内容について説明します。2ページをご覧ください。

1の、総合相談支援業務につきましては、保健師、社会福祉士、主任ケアマネの三職種が連携を図りながら市内2か所の包括支援センターで相談支援を行っています。相談については、高齢者のみならず、その家族等、支援が必要と思われる方については、各関係部署につなぎ連携を図りながら、丁寧に対応し、総合相談支援体制の充実を図っていきます。

住民に対する啓発活動ですが、年1回、基幹型地域包括支援センターでは、広報誌「サポート」の発行を行い、広く市民に知っていただけるように対応しております。今年度も、12月の発行に向けて準備を進めていきます。

2の、権利擁護業務ですが、高齢者虐待の早期発見対応に向けた、庁内職員及び介護事業所等に向けた研修会の開催を実施してまいります。年々、深刻化する虐待事例への対応として、コアメンバー会議で方針決定を行い市としての適切な対応を図ってまいります。

3の、包括的継続的ケアマネジメントですが、ケアマネージャーが抱える困難事例に対するサポートを行いながら、それぞれの立場で問題解決に向けた支援が行えるよう、介護支援専門員のニーズに応じた研修を実施してまいります。

4の、地域ケア会議ですが、困難事例から見える個別課題を地域課題として、協議体や「地域ケア推進会議」に挙げ、資源の開発や地域づくりに繋げていきたいと考えます。

5の在宅医療介護連携推進事業ですが、ここ数年対面会議が出来ませんでした。今年度は、市民向け講演会、多職種意見交換会が開催できるように調整を図っていきたいと思います。

6の認知症総合支援事業ですが、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症に対する地域の正しい理解と見守りの推進のために認知症サポーターの養成講座の強化と充実をはかっていきます。

7の生活支援体制整備事業ですが、生活支援コーディネーターと情報共有を図りながら、第3層の協議体がさらに増え地域に広がっていくよう、自治会への働きかけを行い、支え合いの地域づくりを推進してまいります。

9の、一般介護予防事業ですが、住民主体の介護予防事業として、本市が進めている百歳体操がさらに市内に普及していけるよう取り組んでいきます。高齢者の健康維持、増進を目的とした、その他の運動教室の充実等もすすめてい

きたいと考えます。

10の、総合事業ですが、これまでの介護保険相当サービスから基準を緩和したA型サービスや、住民主体のB型サービス、短期集中支援のC型サービス、移動支援のD型サービス等、地域の中で、多様なサービスの充実に向けて、地域資源の開発を進めていこうと考えます。

11の、事業評価についてですが、今年度は、いきいきプラン策定の年であり、国の定める指標に従い事業の分析評価を行っているところであります。本市の課題を明確にし、次期の計画に盛り込んでいけるように準備をしております以上、昨年度の事業実績の報告と今年度の事業計画についての説明となります。

齊藤会長

ありがとうございました。委員の方から質問、ご意見ありますか？

今村委員

毎回のことで申し訳ないですが、実績報告のところに評価と書いてありますが、内容が書いてある所と書いてない所があり、委員さんが、どこを読んでいるのかよく分からない。分析評価と書いてある部分が話している部分だとは思いますが違う所にとんでしまう事もあり、分析評価のところで書いて頂いて皆さんに分かりやすくしてもらった方が、分析評価の意味合いとして分かりやすいと思うんですね。これは私の希望です。

それからもうひとつ、事業計画のところですが、毎回毎回こういう事を書いていてどうかと思うんですが、基本方針の最後の行で地域包括ケアシステムのシステム構築の実現を目指すというのは、実現されていないんですかね。そうじゃないと思うんです。実現というのは富士山の八合目まで行っていて、頂上まで行っていないということなのでちょっと表現が違うんじゃないのかなという気がしています。一番ひどいのは4ページの(4)実態把握で、調査を行う、調査を行うんですが、調査を行う事が目的なんですか、そうではないと思うんですね。調査を行ってその調査を踏まえてその結果どういうステップをして分析する事が調査の目的だと思うんです。その結果を踏まえてどういう風にやるというのが事業計画であると思うので、調査を行う事だけが事業ではないと思うんです。そういう事が事業計画の中であちこち散見されており、見直してもらわないと、言った言葉が尻切れトンボなので、最終的な結論・方向づけになっていないと思うのでそこをはっきりしてもらわないと分かりにくいと思います。

堤課長

今村委員さん、貴重なご意見ありがとうございます。説明が分かりにくかったことは申しわけございません。おっしゃるように事業をやって、何が成果でできているか、何が足りないのかを簡潔にはっきりと説明できれば良かったと思います。実態把握については、調査は手段であり方法であり目的ではない為、調査をしたことによって何を指すのか、しっかり書き込むような形で事業計画を来年度以降一文一文を見直しながら策定をしていきたいと思っております。

望月委員

4ページ 9の一般介護予防事業の中（6）運動教室の開催について、水中運動と室内運動の開催と記載されていますが、もし可能ならば、口腔機能の改善、そんなような所を入れていただければと思います。

歯科医の現場にいますと、入れ歯を入れないで使っていた、壊れて使えな人が通い始めます。1か月2か月の後に、新しい義歯が入ったりするとみるみる顔色が良くなって歩くスピードも速くなっていく様子を何回も目のあたりにしているの、食べることは、健常である僕らよりも、はるかに介護を必要とする方の自立に役に立つかなと痛感したので、ぜひ口腔機能の改善、それに関係する事業を入れて欲しいと思います。

志村補佐

貴重な意見をありがとうございます。地域に出向くサロンや出前講座の中で、歯科衛生士さんに入っていたいただきながら口腔機能の話をさせていただく場面もありますので、今の先生のお話を参考にさせて頂いて、事業の中にさらに取り入れていきたいと思います。

会長

摂食嚥下、口腔機能は非常に大事な分野だと思います。その他よろしいでしょうか。では2番目ににうつりたいと思います。介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの委託について、事務局お願いします。

小池

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託についてご報告させていただきます。資料はホッチキス止め2枚の南アルプス市地域包括支援センター令和5年委託契約事業所と記載されているものになります。1枚目両面は南アルプス市包括支援センター、2枚目両面が北部地域包括支援センターの委託事業所一覧になります。それでは1枚目の、令和5年度南アルプス市地域包括支援センターの委託事業ですが継続28事業所、裏面の新規2事業所、合計30事業所と契約をいたしました。

令和5年度の新規事業所は、一枚目裏面にある番号29番法人名・鍋林株式会社、30番法人名・有限会社ベルコーポレーションの2事業所になります。

次に2枚目の北部地域包括支援センターは継続23事業所、新規2事業所、合計25事業所と契約をし、新規事業所は裏のページになりますが、番号24番法人名・社会福祉法人清長会、25番有限会社ベルコーポレーションの2事業所と契約を交わさせて頂きました。委託契約に至った経過ですが、1枚目裏ページに戻っていただき、29番の鍋林株式会社については、もともと要介護認定を受けていた利用者さんが、更新にて要支援認定をうけ、ご本人から、引き続き同じケアマネに担当をしてもらいたいとご希望があり委託契約を交わしました。また、1枚目裏ページの30番と、2枚目裏ページの25番有限会社ベルコーポレーションと24番社会福祉法人清長会につきましては、市内の要支援認定者が年々増加に伴い、直営のケアマネジャーと、市内委託ケアマネ事業所のみでは担当ケアマネをつけることが追い付かず、新たに市外の事業所へ委託

依頼をさせて頂いたという経過になります。

また、市が居宅介護支援事業所に委託をさせていただく条件といたしましては、山梨県が開催する介護予防ケアマネジメント研修を受講している者、もしくは、属する事業所の介護支援専門員から予防プラン指導を受けたのち地域包括支援センターの主任介護支援専門員のプラン指導をうけている者としております。こちらの表の事業所はすべて条件を満たしている事業所となっておりますので委託事業所としてご承認を頂きたいと思っております。よろしく願いいたします。

斉藤会長

ありがとうございました。何か委員の方からご意見などありますでしょうか

今村委員

今の話では、委託契約を結びましたと言っています。委託報告をしたため、委員さんが認めませんというもおかなしな話だと思いますので、私はこれは議事ではないと思います。こういう計画をしたので、委員さんに御承知を頂きたいという事ではないでしょうか。

課長

説明の最後に承認を頂きたいと思っておりますというように説明させて頂きましたが、今回こちらにつきましては、あくまでも皆様にご報告という形になりますので、ここで承認を頂くという事ではございません。大変申し訳ございませんでした。

斉藤会長

以上で議事は終了ですけれども、何か委員の方からご質問、ご意見ありますでしょうか。

今村委員

運営方針については見ておけば良いでしょうか？

志村補佐

運営方針につきましては、去年も資料としてお渡しさせていただいたんですが、中身の説明につきましては割愛をさせていただきまして、運営方針で包括支援センターが運営されているということですので、新たに変わっている部分はないのでそのままお渡しさせていただきました、

斉藤会長

今回新たに入った委員の方もいらっしゃいますから。

堤課長

今回3名の委員さんが新たに入っておりますが、申し訳ありませんがお持ち帰りして頂いて、内容を確認して頂き何かあれば質問をお願いいたします。

斉藤会長

では、以上で議事を閉めさせて頂きたいと思っております。ご協力ありがとうございました。

堤課長

斉藤会長、議事進行ありがとうございました。続きまして次第の4番、その他につきまして委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。事務局



からもよろしいでしょうか。では、ないようですので閉会とさせていただきます。  
閉会にあたりまして、川窪副会長より閉会の言葉をお願いいたします。

## 5 閉会

### 川窪副会長

皆さん、長時間にわたりお疲れのところ会議進行に御協力いただきありがとうございました。先ほど高齢者いきいきプランの策定、地域包括支援センター運営についてご協議いただきました。私の立場としても、施設として連携するうえで包括支援センターの重要な役割というのは日々実感しているところですが、私が新米の介護者であるという話をさせていただきました。母の介護を1年近く前からしているんですが、その中で包括支援センターから有効なアドバイスを頂きまして、本当に助かったなあという思いがあります。母をどうしたものかなあと思っていて、やはり介護をずっと生業にしている、介護の専門家のようなつもりでいたんですが、自分の親の事となると、全く白紙になり、まだまだ大丈夫じゃないかという、甘えたような心がある中で、専門の病院なんかもありますよ、ちょっと行ってみたらどうですかなんてことで、困っていた症状が、そういったアドバイスによって改善して、ちょっと明るい方向が見えてきたような、そんな状況があります。そのような意味でも市の福祉のありかたというのは重要ですので、ぜひ今後皆さんにもご協議、ご理解頂きましてお願いしたいと思います。簡単ではありますが、閉会の言葉とさせていただきます。

### 堤課長

ありがとうございました。本日は高齢者いきいきプランの策定委員会から長時間にわたりましてご協力頂きまして、誠にありがとうございました。皆さま方には、今年度はいきいきプラン作成にあたりまして何度か市役所に足を運んで頂きまして策定の方ご協力を頂ければと思いますのでよろしくをお願いいたします。それでは以上を持ちまして、地域包括支援センター運営協議会を閉会とさせていただきます。本日は長時間にわたりありがとうございました。お気を付けてお帰り下さい。